

別居後の面会不自由「違憲」

子どもら原告国賠訴訟

「早急な法整備求めろ」

離婚などで別居した親子らの面会交流について、法の不備で不自由を強いられ、憲法が保障する基本的人権を侵害されたとして、10～20代の子ども3人を含む男女17人が11日、国に1人10万円の損害賠償を求めて東京地裁に提訴した。原告側によると、面会交流を巡る訴訟は各地で起こされているが、子どもが原告となるのは初めて。

民法では父母が協議離婚する場合、一方を親権者に定めなければならないと規定。2011年の法改正で、

子どもとの面会交流は、子どもの利益を最も考慮して決めることが盛り込まれた。だが、実際には取り決めが守られないケースもある。原告側代理人の作花知志弁護士は「一番影響を受けるのは子どもなのに、親の都合で面会の権利を奪われている。早急な法整備を求めたい」と話した。

神奈川、静岡、京都の都府県などに居住する10～70代の男女。訴状では、両親が別居しても「親と子、祖父母と孫が触れ合いの時間をを持つことは基本的人権だ」と指摘。歐米と異なり、面会交流に期間放置している国の立法不作為で違憲だと主張している。

幼少期に両親が離婚し、母親と暮らす原告の男子中学生は、父親と半年以上会えない状態が続く。提訴後、東京都内で開かれた記者会見で、「次はいつお父さんに会えるのか、日にちと時間をしつかり決めてほしい」とのコメントを出した。

原告は茨城、千葉、東京、

小学生時代に母に連れられ家を出て、父と別居し、不登校や心的外傷後ストレス障害（PTSD）になつた。面会交流訴訟で弟（16）とともに子の立場で原告に加わった千葉県の男性（20）は11日、東京地裁への提訴後に記者会見。「面会交流が多く実施されていれば、ここまで苦しむことはなかつたのでは」と、家族と自由に会えなかつた過去を振り返り苦笑の表情を浮かべた。

不登校、兄弟でPTSD

なつた。

東京地裁への提訴後に記者会見する原告の司
法記者クラブ
千葉県の男性
11日午後、東京地
が開く司

訴訟資料などによると、2011年、両親が不仲となり、男性的は弟と一緒に千葉県の自宅から母の実家がある北海道へ連れ行かれた。当初は新生活にくわくしていたが、やがて千葉にいる父や友人を思い出すようになり、「今はどうしているのか」と不安が募つた。中学に進学後、不登校になり、独りで千葉の父親の元へ戻つたが、母側代理人から面会を拒絶され弟とともに会えなくなつた。

その後中学3年の時に再び北海道に戻ると、母は知らない男性と一緒に住んでいた。母は外

泊も多く、弟が家で1人の日も多かつたという。現在は父側に親権が認められ、父と弟（3人）で暮らす。だが家族が離れ離れた昔の生活のフルシユバツに苦しみ、動悸も激しくなるという。弟も育児放棄などによる精神的ダメージを受けたとみられ、今年9月に兄弟とともにPTSDと診断された。

男性は「自由に面会できれば素直に本音がさらけ出せたかもしない。離れていても、家族に気持ちを伝えたい瞬間はあるはずだ」と訴えた。

